|  |
| --- |
| 消防計画作成チェック表（小規模用） |

* 防災管理義務対象物　　　　　□　自衛消防組織
* 統括防火管理義務対象物　　　□　統括防災管理義務対象物
	+ 該当する項目の□に「✔」を記入する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作成する内容 | 必要項目 | 作　　成チェック | 備考 |
| Ⅰ　目的と適用範囲 | ◎ |  |  |
| Ⅱ　管理権原者の責任及び防火管理者の責務 |
|  | １　管理権原者 | ◎ |  |
| ２　防火管理者 | ◎ |  |
| Ⅲ　消防機関との連絡等 | ◎ |  |
| Ⅳ　火災予防上の点検・検査 |
|  | １　自主検査 | ◎ |  |
| ２　防火対象物及び消防用設備等の点検 | ◎ |  |
| Ⅴ　従業員等が守るべき事項 | ◎ |  |
| Ⅵ　自衛消防隊 | ◎ |  |
| Ⅶ | 震災対策等 |
|  | １　震災対策 | ◎ |  |
| ２　大雨・強風対策 | ◎ |  |
| ３　受傷事故等に係る自衛消防対策 | ◎ |  |
| Ⅷ　防火・防災教育 | ◎ |  |
| Ⅸ　訓練 | ◎ |  |
| Ⅹ　防火管理業務の一部委託 | ▲ |  |
| 別表１　自主検査表（日常） | ◎ |  |
| 別表２　自主検査表（定期） | ◎ |  |
| 別表３　消防用設備等点検計画表 | ◎ |  |
| 別表４－１，２，３　自衛消防隊の編成と任務 | ◎ |  |
| 別表５　自衛消防訓練実施結果表 | ◎ |  |
| 別表６　防火管理業務の委託状況表 | ▲ |  |
| 別図　避難経路図 | ◎ |  |

備考　１　◎印は、消防計画を作成するうえで必要な項目です。

　　　２　▲印は、該当する場合に作成する項目です。

　　　３　本消防計画は作成例です。適宜修正を加えながら、事業所の実態に合うように作成してください。

　　　　　　　　　　消防計画

統括防火管理〔 該当・非該当 〕　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| Ⅰ　目的及び適用範囲 |

この計画は、火災を予防するとともに、火災、地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ　　　　　　　　に勤務（居住）する者は、この計画を守らなければならない。

|  |
| --- |
| Ⅱ　管理権原者の責任及び防火管理の業務 |

　１　管理権原者

　　(1) 管理権原者は、防火管理業務について、全ての責任を持つ。

(2) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

(3) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等に対する自衛消防活動全般についての責任を負う。

　２　防火管理者の業務

(1) 消防計画の作成（変更）

(2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施

(3) 火災予防上の自主検査の実施及び監督

　　消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥箇所がある場合は、改修を図る。

(4) 防火対象物の法定点検及びその立会い

(5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

(6) 改装工事等の立会い及び安全対策の策定

(7) 火気の使用、取扱いの指導、監督

(8) 収容人員の管理

(9) 従業員等に対する防火・防災教育の実施

(10)　防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督

(11)　管理権原者への提案や報告

(12)　放火防止対策の推進

(13)　地震等の災害による被害の軽減を図るための措置

(14)　避難経路図の掲示

(15)　その他防火管理上必要な業務

|  |
| --- |
| Ⅲ　消防機関との連絡等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　別 | 届　出　等　の　時　期 | 届　出　者 |
| (1) 防火管理者選任（解任）届出 | 　防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| (2) 消防計画作成（変更）届出 | 　消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときア　管理権原者又は防火管理者の変更イ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更ウ　防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 | 防火管理者 |
| (3) 訓練実施の通報 | 　消防訓練を実施するとき | 防火管理者 |
| ▲(4) 禁止行為の解除承認申請 | 　喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき | 管理権原者又は防火管理者 |
| (5) 消防用設備等点検結果報告 | 　　　　年に１回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書） | 管理権原者 |
| (6) 防火対象物点検結果報告 | 　　　　年に１回 | 管理権原者 |
| (7) その他 |  |  |

|  |
| --- |
| Ⅳ　火災予防上の点検・検査 |

１　自主検査

　　自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

(1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表１「自主検査表（日常）」のとおりとし、管理権原者又は防火管理者は、別表１を関係する従業員等に周知し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

(2) 定期的に行う検査については、別表２「自主点検チェック表（定期）」に基づき行う。

２　防火対象物及び消防用設備等の点検

(1) 防火対象物の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　　　　に委託して行う。

(2) 消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　　　に委託して、別表３「消防用設備等点検計画表」に基づき行う。

(3) 防火管理者は、前２号の点検実施時には立ち会う。

(4) 点検の結果、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに管理権原者に報告し、改修を図る。

(5) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(6) 防火管理者は、点検結果記録を「防火管理維持台帳」に編冊し、保存する。

|  |
| --- |
| Ⅴ　従業員等が守るべき事項 |

(1) 従業員等は、避難口、廊下、階段などの避難施設に物品等を置かないこと。

(2) 防火戸等の付近には、開閉の障害となる物品等を置かないこと。

(3) 喫煙は、指定された場所で行うこと。

(4) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

(5) 放火防止対策

ア　建物内外の整理整頓を行う。

イ　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

ウ　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

エ　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ　火元責任者又は最終帰宅者は、火気及び施錠の確認を行う。

|  |
| --- |
| Ⅵ　自衛消防隊等 |

(1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を、別表４のとおり編成し、その任務にあたる。

　　自衛消防隊長は、　　　　　　　がその任務にあたり、必要に応じて代行者を定める。

(2) 管理権原者は、編成表を見やすいところに掲示するなどして、全従業員等に周知する。

　(3) 営業時間外（休日、夜間）等における災害対応について、従業員等に周知しておく。

緊急連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |
| --- |
| Ⅶ　震災対策等 |

１　震災対策

　【事前計画】

(1) 防火管理者は、別表１「自主検査表（日常）」に基づき点検、検査を行い、従業員は、防火管理者の指示に従い、火災予防措置及び避難施設の維持管理等を実施する。

(2) 防火管理者は、別表１「自主検査表（定期）」に基づき、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。

(3) 防火管理者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の落下、転倒及び移動防止措置を行う。

(4) 防火管理者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。

(5) 防火管理者は、火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について、作動状況の点検及び確認を行う。また、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品を置かない。

(6) 管理権原者は、法令基準に基づき、消防用設備等を適正に維持管理する。

(7) 防火管理者は、従業員等が建物から安全に避難できるよう、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。また、避難場所及び避難方法を確認しておき、火災、津波の危険が予想される場合、適切に避難を実施する。

　　　　避難場所：

　　　　避難方法：

(8) 管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的に実施する。

(9) 管理権原者は、従業員等に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。

(10)　管理権原者は、周辺地域の事業所及び住民等との連携及び協力に努める。

(11)　管理権原者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員等との連絡手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を周知する。

　　ア　従業員等は、震災時における家族との安否確認手段を日ごろから家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくこと。

　　イ　震災時における従業員等の安否確認者（班）及び安否確認手段は、次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 安否確認者（班） | 優先順位 | 安否確認手段 |
|  | １ |  |
| ２ |  |
| ３ |  |

(12)　管理権原者は、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、次の措置を講じる。

　　ア　震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。

　　イ　震災時に従業員等の安全を確保するため、安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。

　　ウ　従業員等の施設内待機を維持するため、最低３日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄するものとする。また、従業員等以外の帰宅困難者用に１割程度余分に備蓄しておく。

　　エ　従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループごとの時差退社計画を作成する。

(13)　防火管理者は、公共交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報把握に努め、館内放送等を活用して、従業員等に適宜知らせる。

(14)　管理権原者は、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行い、計画の見直し、改善していく取り組み（ＰＤＣＡサイクル）を取り入れること。

【活動計画】

(1) 地震により防火対象物で火災が発生した場合は、火災発生時の自衛消防活動に準じて活動し、自衛消防隊長は、被害状況及び活動状況を把握し、適宜、管理権原者に報告する。

(2) 緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保すること。

(3) 地震時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおり。

　　　ア　地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、電源や元栓等の遮断を行う。ただし、即座に行動することが危険である場合は、揺れがおさまった後に行う。

イ　防火担当責任者等は、二次災害を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が見られた場合は応急措置を行う。

　　　ウ　火災を発見した者は、周囲に知らせるとともに、消防用設備等を活用し初期消火を行う。

(4) 管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出又は漏えい等が発生した場合は、自衛消防隊を活用して応急措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。

(5) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所又は医療機関に搬送する。

(6) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報は自衛消防隊員に周知するとともに、混乱防止のため、建物内の在館者にも適切な指示を行う。

(7) 防火管理者は、火災、津波等の危険が予想される場合、事前に定めた避難方法に基づき、適切に避難を開始する。

(8) 周辺地域の事業所・住民との連携

　　　　自衛消防隊長は、活動が終了した後、周辺地域の事業所や住民と連携し、周辺地域の支援活動を行う。

(9) 家族等との安否確認は、次のとおり。

　　　ア　従業員は、震災時に家族等の安否を確認し、　　　　　　　　　　に報告する。

　　　イ　　　　　　　　　　　は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。

　　(10)　従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動は、次のとおり。

　　　　ア　管理権原者は、震災時に　　　　　　　　　　　を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底させる。

　　　　イ　管理権原者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検により施設内で待機できるかどうか判断する。

　　　　ウ　管理権原者は、施設周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、鹿児島市の避難所開設情報等により従業員等を避難所に誘導する。

　　　　エ　管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表に基づき、グループ別に集団帰宅させる。

▲(11)　管理権原者は、施設周囲の環境等により、次の対策を講じておく。

　　　　ア　津波対策

　　　　イ　液状化対策

【施設再開までの復旧計画】

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時は、非常用物品を活用し対応する。

(2) 震災後の二次災害を防止するため、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(3) 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否状況を把握し、使用可能な消火器等を安全な場所に集めておく。

(4) 管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから、立入禁止区域や避難経路を従業員等に周知徹底する。

２　大雨・強風対策

(1) 日常の大雨・強風対策、被害の未然防止措置

　ア　日ごろから排水溝の清掃及び落下危険のある物の除去を図る。

　イ　停電時等でも正しい情報が入手できるよう、ラジオ等を備えておく。

　ウ　防水板、土のう、排水ポンプの定期点検

(2) 大雨・強風等に伴う災害発生時の自衛消防活動

　ア　大雨洪水警報の発令等、災害発生危険が高まった場合は、建物内外の定期巡回や屋外に通じる窓・扉の閉鎖を行う。

　イ　道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合は、資器材の点検、排水ポンプの作動確認、地下部分への立入制限及びエレベーターの使用制限を行う。

　３　受傷事故等の自衛消防対策

(1) 受傷事故等に対する事前の備え

　ア　従業員等に、救命講習等の受講促進を図る。

　イ　応急救護資器材を保有している場合、定期的に点検・整備を行う。

(2) 受傷事故等発生時の活動

　ア　傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに、消防機関に通報する。

　イ　応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。

　ウ　人員に余裕がある場合は、現場まで救急隊の誘導を行う。

　エ　救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

|  |
| --- |
| Ⅷ　防火・防災教育 |

(1) 防火管理者は、従業員等に対し、必要に応じて防火・防災教育を行う。

(2) 管理権原者は、防火管理者として選任している者以外にも、自衛消防隊の各班長に防火管理の資格を有する者の指名や、定期異動・退職等により防火管理者が不在とならないよう計画的に防火管理講習を受講させるなど、防火管理者の育成に努める。

(3) 防火管理者は、選任された日の４年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから１年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了した日以後の最初の４月１日から５年以内に甲種防火管理再講習を受講する。

(4) その他

|  |
| --- |
| Ⅸ　訓練 |

(1) 実施内容等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 火災発生から消防隊到着までの一連の訓練 | おおむね　　　　月 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導等の個別訓練 | おおむね　　月と　　月 |

(2) 訓練は、防火管理者が中心となって行い、必要に応じて、消防職員の立会いを求める。

(3) 訓練を実施しようとするときは、実施日の７日前までに「消火訓練・避難訓練通知書」を管轄の消防署又は分遣隊に提出する。

(4) 防火管理者は、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

　ア　訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、事前に必ず点検する。

イ　防火管理者は、安全管理者や補助者等を指名して要所に配置するとともに、各操作及び動作の安全を確認すること。

ウ　訓練終了後の使用資器材収納時も、十分に安全を確保させる。

　　(5) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、別表５「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させる。

(6) 前項の「自衛消防訓練実施結果表」は、防火管理関係台帳に綴じて、訓練を行った日から３年間保管する。

|  |
| --- |
| Ⅹ　防火管理業務の一部委託　　〔 該当・非該当 〕 |

　　(1) 委託者からの指揮命令

　　　　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(2) 委託者への報告

　　受託者は、受託した防火管理業務について、定期に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

　　別表６　「防火管理業務の委託状況表」のとおり。

(4) 受託者との契約内容の自己チェック

　　管理権原者は、別表７「防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」により契約内容等の自己チェックを行う。

別表１

自主検査チェック表（日常）

　　　　月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日 | 曜日 | チェック項目 |
| 避難通路等の物品の有無（避難施設の維持管理） | ガス器具のホース老化・損傷 | 電気器具の配線老化・損傷 | 火気使用設備器具の設置・使用状況 | 吸殻の処理 | 倉庫等の施錠管理 | 終業時の火気確認 | その他（共用部分の可燃物の有無等） |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火管理者確　　　認 |  |

別表２

自主検査チェック表「定期」

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット　　貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取付部に、緩み・浮きがないか。 |  |
| ⑻　消防隊非常用進入口　　表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防火・防災施設 | ⑴　外壁の構造及び開口部等　①　外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| 　②　外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 |  |
| 　③　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| ⑵　防火区画　①　防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 |  |
| 　②　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 |  |
| 　③　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。　　　〔確認要領〕　・常時閉鎖式は最大限まで開放し閉まるのを確認する。　　　　　　　　　　・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| 　④　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| 　⑤　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| 　⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | ⑴　廊下・通路　①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| 　②　避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ⑵　階段　①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| 　②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 |  |
| 　③　階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| 　④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| ⑶　避難階の避難口（出入口）　①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| 　②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| 　③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 |  |
| 　④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火気使用設備器具 | ⑴　厨房設備（こんろ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等　①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| 　②　ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 |  |
| 　③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| 　④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| 　⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| ⑵　暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）　①　自動消火装置は、適正に機能するか。 |  |
| 　②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | ⑴　変電設備　①　電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 |  |
| 　②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| 　③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵　電気器具　①　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| 　②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設等 | ⑴　少量危険物貯蔵取扱所　①　標識は掲げられているか。 |  |
| 　②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| 　③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| 　④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| 　⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| 　⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| 　⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵　指定可燃物貯蔵取扱所　①　標識は掲げられているか。 |  |
| 　②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| 　③　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 検査実施者氏　　　名 | 検査年月日 | 検査実施者氏　　　名 | 検査実施日 | 防火管理者確　　　認 |
|  | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 |

別表３

消防用設備等点検計画表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検実施年月日及び点検の区分消防用設備等の種類 | 点検実施年月日 | 消防用設備等の点検を業者と契約している場合（業者名、住所、連絡先） |
| 機器点検 | 総合点検 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |  |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |
|  | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 | 　年　月　日　年　月　日　年　月　日 |

別表４－１

自衛消防隊の編成と任務（本部隊・単体）

|  |
| --- |
| 　自衛消防隊本部長　　　　　　　　　　　　　　　　：自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　：本部長が不在の場合、その職務を代行する。自衛消防副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　：隊長等を補佐し、隊長等が不在の場合は、その職務を代行する。 |
| 本部隊の編成 | 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 指揮班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　隊長、副隊長の補佐２　自衛消防本部の設置３　地区隊への命令の伝達、情報収集４　消防隊への情報提供、現場への誘導５　その他指揮統制上必要な事項 | 　情報収集班として編成する。 | １　報道等により、災害に関する情報を収集し、自衛消防隊の各班に連絡するとともに、在館者へも情報の周知を図る。２　周辺地域の状況を把握する。３　食料品、飲料水、衣料品等及び各種資器材を確認する。４　在館者の調査 |
| 情報連絡班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　消防機関への通報、通報の確認２　館内への非常放送、指示命令の伝達３　関係者への連絡 |
| 消火班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　初期消火活動２　地区隊が行う消火作業への指揮３　消防隊との連携、補助 | 点検措置班として編成する。 | 建物、防火設備、避難施設、電気、ガス、ＥＶ，消防用設備等、危険物施設の点検及び保安措置を講ずる。 |
| 避難誘導班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　出火階、上層階への避難開始指示２　非常口の開放、開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　逃げ遅れの確認及び報告５　ロープ等による警戒区域の設定 | 　平常時と同様。 | 　混乱防止を主眼とし、在館者に対する案内及び避難誘導を行う。 |
| 安全防護班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　防火シャッター等の閉鎖２　非常電源の確保、燃料等の供給停止３　ＥＶ、エスカレーターの非常措置 | 　点検措置班として編成する。 | 　消火班と同じ。 |
| 応急救護班 | 班長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊への情報提供、補助 | 　情報収集班として編成する。 | 　指揮班、通報連絡班に同じ。 |

※実態に合わせた編成を行うこと。単体として使用する場合は、本部長＝隊長となる。

別表４－２

自衛消防隊の編成と任務（地区隊）

|  |
| --- |
| 地区隊長：担当区域（支店など本部以外の対象物）の初動措置に係る指揮及び自衛消防隊本部長等への報告を行う。 |
| 地区隊の編成 |
| 　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　支店　地区隊長　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 |
| 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 情報連絡班 | 　消防機関への通報、地区隊長への連絡等 | 　情報収集班として、災害に関する情報収集 |
| 消火班 | 　出火場所の確認、初期消火活動 | 　点検班として、担当区域の各安全措置 |
| 避難誘導班 | 　在館者の避難誘導 | 　平常時同様、避難誘導 |
| 安全防護班 | 　水損防止、電気・ガス等の安全措置、防火戸・防火シャッターの操作 | 　点検班として、消火班と連携 |
| 応急救護班 | 　負傷者に対する応急処置 | 　応急措置班を兼務し、危険個所の補強・整備 |

※実態に合わせた編成を行うこと。物販の支店などは、別表４－１と合わせて活用しても構わない。（例：本部を４－１、各支店を４－２）

別表４－３

自衛消防隊の編成と任務（本部・地区隊）

|  |
| --- |
| 　自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　：自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。自衛消防副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　：隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その職務を代行する。地区隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　：担当区域の初動措置に係る指揮及び自衛消防隊長等への報告を行う。 |
| 自衛消防隊の編成 |
| 　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 | 　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　　　　階　地区隊長　　　　情報連絡班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消火班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難誘導班：　　　　　　　　　　　　安全防護班：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　応急救護班：　　　　　　　　　　　　 |
| 平常時の任務 | 大規模災害時の隊編成と任務 |
| 情報連絡班 | 　消防機関への通報、館内への非常放送、隊長等の指示事項伝達、　関係者への連絡等 | 　情報収集班として、災害に関する情報収集 |
| 消火班 | 　出火場所の確認、初期消火活動 | 　点検班として、担当区域の各安全措置 |
| 避難誘導班 | 　在館者の避難誘導、負傷者・逃げ遅れの確認、避難障害物品の除去等 | 　平常時同様、避難誘導 |
| 安全防護班 | 　水損防止、電気・ガス等の安全措置、防火戸・防火シャッターの操作 | 　点検班として、消火班と連携 |
| 応急救護班 | 　応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊への情報提供 | 　応急措置班を兼務し、危険個所の補強・整備 |

※実態に合わせた編成を行うこと。同一建物内を階（エリア）ごとに各地区隊として分ける場合に活用しやすい。

別表５

自衛消防訓練実施結果表

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 　　　　　　年　　月　　日　　　　時　　分　から　　　時　　分　まで |
| 実施場所 |  |
| 実施範囲 | * 全体　・　□　部分（　　　　　棟　　　　　階）
 |
| 訓練想定 | * 火災　　□　地震　　□　その他の災害（　　　　　　　）

【具体的な内容】 |
| 訓練項目等（該当する□に✔をし、具体的な内容を記載。） | * 総合訓練
 | 名 |
| 個別訓練 | * 消火訓練
 | 名 | * 通報訓練
 | 名 |
| * 避難訓練
 | 名 |  |
| * その他（　　　　　　　　　　　　　　）
 | 名 |
| 訓練参加者内訳 | 従業員・居住者等（□　全員　　□　一部）　　　　　名（うちパート・アルバイト　　　　　　名） |
| 訓練指導者 | 職　　　　　　　　　　氏名 |
| 結果への意見 | 全体の評価 |  |
| 推奨事項 |  |
| 反省点 |  |
| 記録者 | 職　　　　　　　　　　氏名 |
| 備考　１　「総合訓練」とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供など、一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。　　　２　訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付する。　　　３　本表は、３年間保存すること。 |

別表６

防火管理業務の委託状況表

年　　月　　日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者 | 個人の場合 | 法人の場合 |
| 氏名：住所：担当事務所：事務所所在地：連絡先：保有資格： | 法人名称：法人所在地：法人連絡先：担当者氏名：担当連絡先：保有資格： |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□防火・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |
| 常駐人員 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□防火・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |
| 巡回人員 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □防火・防災設備等の遠隔監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □その他（　　） |
| 方法 | 要員の待機場所 |  |
| 到着所要時間 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 備考：受託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する項目の□に✔印を記入する。 |

別図

避難経路図

|  |
| --- |
|  |